

工業統計調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

平成19年工業統計調査は、平成19年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類F - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。工業統計調査は、西暦末尾0、3、5及び8年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としている。

(5) 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。（いずれも、製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く）

(6) 調査の経路

工業統計調査は、都道府県、市町村、調査員を通じて行う。

経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査員 - 対象事業所
(申告義務者)

2 利用上の注意

(1) この調査報告は、平成19年工業統計調査の沖縄県分を本県が独自に集計し、速報値として公表するものである。したがって、今後公表される国及び県の確報値とは若干相違することがある。

(2) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で、事業所全体の調査とした。このため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の値は前年の数値とは接続しない。

なお、製造品出荷額等については、平成19年の数値を平成18年の定義で再計算した表を参考表1として掲載している。

(3) 平成19年調査においては、事業所の捕そくを行った。

(4) 産業小分類「新聞業」及び「出版業」は、平成14年3月の日本標準産業分類改訂により「大分類H - 情報通信業」に移行されたため、工業統計調査の対象外となった。
前年比算出のため、平成13年の「印刷」については「新聞」、「出版」分を除いた数値になっている。

(5) 用語の説明

事業所数 平成19年12月31日現在の数値である。

従業者数 = 常用労働者数 + 個人事業主及び無給家族従業者数

現金給与総額 = 常用労働者に支払われた給与額 + その他の給与額

原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費
+ 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額

製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額
+ 加工賃収入額 + その他の収入額(修理料収入等)

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

(6) この調査報告書中の産業中分類名の略称は次のとおりである。

09 食料品	食料品製造業	22 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業	23 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	24 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 衣服	衣服・その他の繊維製品製造業	25 金属製品	金属製品製造業
13 木材	木材・木製品製造業	26 一般機械	一般機械器具製造業
14 家具	家具・装備品製造業	27 電気機械	電気機械器具製造業
15 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	28 情報通信	情報通信機械器具製造業
16 印刷	印刷・同関連業	29 電子部品	電子部品・デバイス製造業
17 化学工業	化学工業	30 輸送機械	輸送用機械器具製造業
18 石油製品	石油製品・石炭製品製造業	31 精密機械	精密機械器具製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業	32 その他	その他の製造業
20 ゴム製品	ゴム製品製造業	09-1 ハン	ハンアップル缶詰製造業
21 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	09-2 砂糖	砂糖製造業

(7) この調査報告書中の地域の区分は次のとおりである。

北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
那覇	那覇市
南部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

(8) 記号の用法

[-] 皆無または該当数値なし

[0] [0.0] 四捨五入のため、表示単位未満のもの

[] マイナスの数値

[×] 1又は2の事業所に関する数値であるため申告義務者の秘密保護のため秘匿した箇所である。事業所数が3以上でも必要がある場合は、秘匿している。
ただし、秘匿した数値は総計に含める。

また、従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成16年調査分結果の公表より従業者数の秘匿は行わないこととした。

(9) この調査報告書は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(8) 詳細の報告及び確報値の公表は、平成20年12月に予定している「平成19年沖縄県の工業」の発行をもって行う。

この調査報告書についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

沖縄県 企画部 統計課 商工統計班

TEL 098-866-2050

FAX 098-866-2056

工業統計調査結果速報はインターネットでも提供しています。

アドレス <http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/>